## 23 間接国税犯則事件

検挙及び処理の状況

			分	要処理	要処理件数		処 理 🥻		音 件 数			本未	犯	通科
		3		前繰	検	通	告	発	不	通	処公	年落	則 に	告金
	X			年越 度処		告	収	そ	問	知	訴	度済	係	処相
	_			か理		処	税	の	処	処	分権	末件	る	分当
				ら未	<u> </u>		官士				消	処理数	税	
			の済	学 件	<u>分</u> 件	<u>吏</u> 件	<u>他</u> 件	<u>分</u> 件	<u>分</u> 件	前滅件	理数件	<u>額</u> 千円	割額 千円	
	<b>∫ 免</b> ∫ 酒	* 1	製 造 者		IT	IT	IT  -			IT	i i i	1	111	113
	許┤	類販			_	_	_	-	-	_		_	_	_
酒			元 <del>素 官</del> 午 者	'   -			_	_	_	-	_		-	=
税	/ ¬		計		-	-	_	_	_	_	_	-	-	-
				_	_	_	_	_	_		_	_	_	
	おりもが判断しないもの計			_	_	_	_	_	_		_	_	_	
擂	( □ [₹	脱	犯		_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
揮発油税	秩	序	犯		_	_	_	_	_			_	_	_
油、税		計	10		_	_	_	_	_		_	_	_	
地	方	道	路	脱 -	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_
	( IE	脱	犯	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
石油ガス税	秩	序	犯	_		-	_	_	_	_	_	_	_	_
スが		計	,0	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_
	(   IE	脱	犯	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
油石~	秩	序	犯	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
石油石炭税		計	,,,	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
た	( IE	脱	犯	_	_	-	_	-	_	_	_	_	_	_
ばって	秩	序	犯	_	_	-	_	-	_	_	_	_	-	_
税		計		_	_	-	_	-	-	_	-	_	-	-
た	゙ばこ		別	税 -	_	-	_	_	_	_	_	_	-	_
取	引			税 -	_	-	_	_	_	_	_	_	-	_
ED		紙		脱 -	_	_	_	-	-	-	-	_	-	-
航	空機	燃	料	脱 -	-	_	_	-	-	-	-	_	-	-
電	源 開	発 仮		税 -	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合		計				_	_	_	_	_			
	П		аі		_	-	_	_	_	_	_	-	-	-

調査対象等:平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示したものである。 用語の説明: 1 通告処分とは、犯則者に対し罰科金に相当する金額、没収品等を納付すべき旨を通告したものをいう 2 不問処分とは、犯則の心証を得たが軽微な犯則事件等で、通告処分又は告発を行わなかったものをい

(注)税関分は含まない。

<sup>2</sup> 不問処分とは、犯則の心証を得たが軽微な犯則事件等で、通告処分又は告発を行わなかったものをい う。

<sup>3</sup> 通知処分とは、犯則の心証を得なかったものについてその旨を通知したものをいう。

<sup>4</sup> 収税官吏とは、犯則事件の調査のため、質問、検査、領置、臨検、捜索、差押等を行うことができる 国税職員をいう。